

2014年12月議会 反対討論（要旨）

2014/12/18

まつざき 真琴

私は、日本共産党県議団として、提案されました27件の議案のうち、19件に賛成し、反対する8件についてと、請願・陳情の委員会審査結果に反対する主なものについて、その理由を述べ討論いたします。

まず、議案第92号、109号、第110号につきましては、一括して反対理由を申し述べます。これらは、平成25年度県の歳入歳出決算、県工業用水道事業特別会計決算、および県病院事業特別会計決算の認定を求めるものであります。

反対の理由の第1は、不要不急の大型開発の公共事業に県民の貴重な税金が注ぎ込まれている点です。依然として島原・天草・長島に、建設促進事業と基礎調査で、391万2千円が執行されています。1996年からこの基礎調査が行われてきましたが、本県の負担だけでも約1億8千万円。長崎県、熊本県と合わせると、調査費用は5億円を超えます。また、錦江湾横断交通ネットワーク可能性検討事業に76万5千円が執行されています。住民生活に密着した地域の道路については、住民の安全確保のために、必要な拡幅や歩道の整備、信号機の設置などおおいに整備すべきという立場であります。ここで指摘している桜島架橋や3県架橋の建設は、県民の暮らしにとって直接、早急に必要なものではなく、もっと直接に住民の暮らしや福祉に役立つ事業にこそ貴重な税金は使うべきです。

反対の理由の第2に、上海路線維持を理由に、上海派遣短期特別研修事業として、知事部局100名と教育委員会100名、民間企業、一般県民等98名が、航空便で3泊4日の行程で、上海へ研修派遣した経費、3,136万6千円が執行されている点です。研修報告書も出されておりますが、一般に研修というのは、それぞれの部局や課において、そこが所管する事業において、必要性があって、組まれるものであって、それぞれの課題ごとに、どこに行って、何を研修するのかが決まってくるものであります。今回は、行き先が先にありきで、それから研修内容をくっつけた形です。県民から大きな批判の声があがったのも当然です。

鹿児島―上海の航空路線は、就航以来13年経過し、実績やニーズが見えない中で、不確定な将来の可能性ばかりが強調され、多額の税金が搭乗率アップのために投入されてきました。今、中国へ輸出されている県産材や焼酎や黒酢などは、コンテナターミナルを整備した志布志港や川内港から船便で搬出されており、上海空路の存廃に係らず、物流の機会は保証されています。税金を使って無理やり乗客を飛行機に乗せて、搭乗率を上げることが、路線維持の抜本的対策になりえないことは明らかです。本事業を実施した昨年の上海線の平均利用率は、57%、今年1月から10月の平均利用率は54%です。

もっと、鹿児島の観光振興や産業振興のために、やれること、やるべきことは、他にあるはずで

反対の理由の第3は、中高一貫教育校整備事業として、5億3,300余万円が執行されている点です。「難関大学への道を拓く中高7時間授業」を掲げ、全寮制の寄宿舎では、県立の他の寮にはない全室個室、空調完備に加えて、学習指導員やランドリースタッフまで配置をすること、他の県立高校では認めていない30人学級や普通教室への空調完備など、「日本と世界のリーダーを育てる」として、他の県立高校と差別した環境整備を行っています。しかも、男子校であります。現存する公立の男子校、女子高は、歴史的な経過があり、現在に至っていますが、今回は、男女共同参画推進条例を策定している県が新たにつくる学校です。今、高校の序列化と競争教育が激しくなる中で、学校間格差が広がり、子どもたちが地域の学校を選択しないという状況も生まれています。ほとんどの子どもたちが高校進学を希望する現在、県教育委員会としては、30人学級や普通教室へのクーラー設置を全県に広げるとともに、地域間格差や学校間格差を解消し、県内どこにいても希望する進路の選択ができるような高校教育の実現のために知恵と力をつくすべきです。

反対の理由の第4は、地方交付税の削減という形で、国が地方公務員の賃金カットを迫り、それに従う形で、昨年7月から本年3月まで、総額約49億円もの県職員の賃金カットを行いました。県立病院においても、これに準じる形で減額措置が行われ、約1億7千万円の減額となっています。そもそも地方交付税は、地方固有の財源であり、地方自治の本旨にのっとり国が責任を持って確保すべきものであり、そのもとで地方公務員の給与は、地方自治体が条例によって自主的に決定すべきものであります。このようなやり方は地方自治への重大な介入であり、断じて許されないものであります。

以上の理由から、これらの議案に賛成できないものであります。

次に、議案第112号、第114号および第123号につきましては、一括して反対理由を申し述べます。

これらの議案は、本年6月に成立した「地域における医療および介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」に基づいて、基金を造成し、その基金を活用して法の趣旨にもとづく事業を行うというものであります。

そもそも、この法は、昨年末に成立した「持続可能な社会補償制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」いわゆる「プログラム法」にもとづく措置として提案されました。プログラム法は、「社会保障と税の一体改革」路線に沿って、憲法25条が定めた社会保障に対する国の責任を放棄し、国民に「自立・自助」を押し付け、「効率化・重点化」として国民に負担増と給付削減を強いるものです。今後、このプログラムに沿って、医療と介護の改悪が進められていくこととなります。

今議会には、医療の分野の事業に関する予算が提案されました。事業の内容としては、地域の医療と医療従事者を確保する立場から、必要な事業も盛り込まれています。しかしながら、「プログラム法」において、今後、入院病床の再編を軸にしながら、医療の供給体制の抑制を進めていく過程の中で行われていく事業であるという点と、その財源を、消費税増税分を充ててつくる「基金」に求めるという点から、反対するものであります。

我が国の75歳以上が急増し、高齢化率が30%を越す2025年は、全国の多くの地域

で入院医療の需要が高まります。政府は、入院病床の必要量は202万床にのぼると推計しながら、“2025年構想”では、43万床削減して159万床に押さえ込もうとしています。具体的には、病床を「高度急性期」「急性期」「回復期」「慢性期」の4つの区分ごとに入院病床数を決め、そこから患者を押し出し、入院医療費の抑制につなげていこうとしているのです。本県においては、医師や医療機関の遍在性が大きな課題となっています。病院や病床数が少ない地域では、4つの機能ごとに分ける体制は無理があります。少ない病床で急性期から慢性期までの入院患者に対応しなくてはなりません。地域医療構想については、医療需要と医療の必要量の抑制を目的とせず、どのようにして医療供給体制を確保・充実させていくのかという構想・計画をつくるべきです。

もう一つの問題が、今回提案された事業も含め、来年度以降、医療・介護の改悪を進める財源である「県地域医療介護総合確保基金」が、消費税増税分を充てて作られる点であります。

これは、消費税増税で、国民の暮らしと中小業者の経営を痛めつけながら、それを財源にして社会保障の改悪を進めるという2重の罪悪であります。社会保障の充実の財源を消費税に求めれば、社会保障を充実させるには、消費税増税しかなくなります。我が党は、消費税に頼らず、社会保障を充実させる経済提言を行っています。

以上、国の、医療・介護給付費を抑制する目的で進められていく地域医療構想に反対する立場からこれらの議案に賛成できないものであります。

次に、議案第124号「民事調停法による調停について議決を求める件」についてであります。これは、県が発注した海上工事において、談合を行った建設業者に対して、県が請求した損害賠償金について、減額を求める調停が申し立てられ、10%の請求を5%に減額する調停内容を認めるという議案であります。

そもそも談合とは、入札参加者間の公正かつ自由な競争を通じて、受注者や受注価格を決定しようとする入札システムを否定するものであり、県発注の工事の場合、県予算の適正な執行を阻害し、納税者である県民の利益を損ねる行為ともなります。

談合で落札企業が不当に得た利益は、県民の税金の詐取であり、県民に返すべきものであります。請負契約書に10%請求とあるのを承知で業者は談合したものであり、違反業者は、本来契約書に基づき支払うべきであります。今回のこのような事態を認めれば、契約自体の信頼性が失われることになり、調停内容を認めることはできません。以上の理由から、本議案に反対するものであります。

次に議案第131号「工業用水道給水条例の一部を改正する条例制定の件」についてであります。万之瀬川導水施設への移行に伴う浄水・配水施設の建設費および工業用水の安定供給に必要な維持管理費を賄うためとして、工業用水使用料を改定するという提案であります。

工業用水は、現在、永田川から取水されておりますが、施設の老朽化を理由に、平成31年4月から、万之瀬川導水からの取水に切りかえるとしています。

そもそも万之瀬川導水事業は、一号用地に3千人の雇用を約束した石川島播磨重工業が進

出すということで、総事業費174億円をかけて、石播に供給する工業用水を確保することを目的として行われました。川辺ダムは、万之瀬川導水事業による取水量を安定的に確保するために総事業費244億円で建設された多目的ダムであります。しかしながら、石播の進出の約束は果たされず、今日まで、工業用水道としては一滴も使用されておりませんが、平成31年から供給を開始するとして約28億円の事業費で施設を整備し、配水がなされる予定です。それに伴い、一立方メートル当たりの供給単価は、現在の24円から、27年度32円、31年度40円、最終的に33年度には45円まで引き上げるという提案です。今後、水道料金の値上げによって、ますます契約水量や給水事業所数の減少に拍車がかかるおそれがあります。

本議案は、工業用水道料金の大幅値上げで、給水事業者の経営を圧迫する問題と、このような結果を招いた万之瀬川導水事業そのものの問題を指摘し、反対するものです。

次に、請願第4005号「中種子養護学校高等部の分教室設置」に関する請願書について、委員会審査結果では継続審査であります。これは、採択すべきであることを主張いたします。

本請願は、特別支援学校のない屋久島において、障害のある子どもたちが地元で学ぶことができるよう屋久島高校に中種子養護学校の分教室を設置することを願うものであります。

屋久島においては、高等部だけの問題ではなく、小学校入学時から親元を離れて種子島の中種子養護学校に行かなければならないという現実があります。

私は、本年の第1回定例会の一般質問でこの問題を取り上げ、屋久島に住む方からのお手紙を紹介いたしました。再度紹介します。「特別支援学級でも学ぶことが難しい子供は、小学一年のときから親元を離れて中種子養護学校に入学し、隣のあかつき学園で生活することになります。家族ばらばらになるのです。小さいときから、親を必要とするときから。それを決定するには、親ははかり知れない葛藤があります。皆さん、考えてみてください。自分の子供を小学一年のときから親元から離せますか。それでも、きちんと教育を受けさせたい、学校に行かせたいという思い、願いから決めるんです。屋久島にも養護学校の分教室があれば、家族ばらばらになることなく、親元から安心して学校に通わせることができます。」とあります。

県教育委員会は、生徒数が継続して見込まれることや、卒業後の実社会での活動を前提とした高等部に求められる専門性や学習効果が少人数において得られるか明らかでないことなどの課題があるとされています。しかしながら、選択するのは、生徒とその家族であるべきです。家族と離れても集団での高校生活を送ることがその生徒の成長になると考えれば、そうすればいいことですし、子どもの障害や健康状況によっては、少人数でもいいから家族と一緒に生活しながら地元の高校に設置された分教室で高校生活を送るほうがその生徒の成長になると考えれば、そうすればいいことです。問題は、親元にいたければ、高校進学を諦めるか、高校へ進学したければ、親元を離れるか、このどちらかしか選択肢がないということです。県教育委員会は、今の環境に、子どもたちを合わせるのではなく、子どもたちに合わせて必要な環境を整備すべきであります。子どもたちは日々成長し、1年ごとに学年を

上がって行きます。本請願は、継続ではなく採択し、ただちに屋久島高校に中種子養護学校の分教室を設置するなど、県内どこに暮らしても、必要な教育が受けられるよう環境整備を行うべきであります。

次に、陳情第4044号「すべての子どもに行きとどいた教育を求めるための陳情書」について、委員会審査結果では不採択であります。これは採択すべきであることを主張いたします。

本陳情の項目は、30人学級の実現や教育費の負担軽減、普通教室へのクーラー設置など、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を実現するための環境整備を求めるものであります。

本陳情の項目の実現を阻んでいるのは、国の貧困な教育予算です。経済協力開発機構—OECD、加盟国の国内総生産—GDPに占める教育機関への公的支出の割合を比較していますが、日本は、最下位レベルが続いています。日本では高等教育機関の授業料が高いにもかかわらず、奨学金を受けている学生が少ないことも指摘しており、OECDは「高等教育を受ける人が増えれば社会への利益還元も大きい。公的な経済支援を充実させていくことが重要」としています。合わせて、県としても、子どもたちの豊かな学びの環境整備のために責任を果たすべきであります。30人学級の拡大についても、普通教室へのクーラー設置についても、楠隼中学高等学校に48億円をかける状況を考えれば、県のやる気一つで可能ではないでしょうか。本陳情の項目はいずれも、現在の子供たちの教育をめぐるさまざまな課題の解決のために、国や県が教育条件の整備として強く求められているものであり、財政上の負担を理由に後回しにすべきではありません。

よって、本陳情は採択し、必要な施策を国や県に求めるべきであります。

次に、請願第11005号「九州電力川内原子力発電所再稼働同意に関する請願書」について、委員会審査結果では不採択であります。これは採択すべきであることを主張いたします。

本請願は、避難計画の実効性を原子力規制委員会が審査することを求める意見書を国に提出すること。原子力規制委員会に対し火山影響評価ガイドの見直しを求めること。最低30キロ圏内の自治体の同意が必要である定めを、国に策定することを求めること、を本県議会に要請するものであります。

避難計画は、住民のいのちがかかった問題であります。これまで、避難計画についての住民説明会が開催されてきましたが、住民からは、「机上の空論」だという意見が多数出されています。市民団体である「原子力市民委員会」が30キロ圏内の自治体および避難先自治体合計21自治体を対象に行った「原子力災害避難計画についての自治体アンケート調査」では、30キロ圏内の9市町すべてが、住民が避難計画について納得しているかどうか把握していないことが分かりました。また、受け入れ自治体は、国や県から十分な情報提供を受けていないことも分かりました。再稼働には、住民が100%安全に避難できる避難計画が不可欠であり、それを実効性あるものにするために、適合審査と同様に、避難計画を規制委

員会で審査することが必要です。

火山の噴火の対応についても、専門家である「日本火山学会」の学者が見直しを提言しています。住民の安全確保を考えれば、「火山影響評価ガイド」の見直しを求めるのは、当然のことです。

「地元」同意については、福島教訓から、必要とされることになりましたが、法の定めがないために、「地元」をどこで考えるかは、電力事業者や県知事の判断に委ねられています。30キロ圏内の自治体に避難計画の策定が義務付けられているのは、福島の現状を見たときに、苛酷事故が起きれば、被害を受けるのは立地自治体に収まらず、広い範囲に及んでいるからであります。であれば、少なくとも、被害を受けるおそれがあり、避難計画策定が義務付けられている30キロ圏内の自治体は「同意」の対象にすべきであります。そして、それを電力事業者や県知事の思惑に左右されないためにも、国において定めるべきであります。以上の理由で、本請願は採択すべきであることを主張いたします。

最後に、請願第11003号「川内原発1・2号機の再稼働をやめ廃炉にし、3号機増設建設の中止を求める請願書」第2項、第3項について、委員会審査結果では継続であります。これは採択すべきであることと、陳情第11025号「すべての原発からただちに撤退することを決断し、川内原発1、2号機など原発の再稼働を行わないよう求める意見書を政府に提出することを求める陳情書」第1項について、委員会審査結果では不採択であります。これは採択すべきであること、これらについて一括して理由を申し述べます。

これらの請願・陳情については、原発そのものをどう考えるのかが問われています。福島第1原発事故から3年と9ヶ月が経過した今も、現地では12万人を超えて住民が自宅に帰れない、いつになったら帰れるのか見通しもたたない、あふれる地下水は放射性物質に汚染され、対策がないままにそれを薄めて海に流し続けている、子どもたちの健康被害が心配されている、食の安心・安全がゆらぎ、農業や漁業は壊滅的な打撃を受けている、このような状況にあります。また、使用済み核燃料や高レベル放射性廃棄物の処分の方法も定まっていない現状です。このような中で、本県においても、全国においても、原発の再稼働に反対が多数という世論調査の結果が公表されています。まして、原発の新增設が認められない世論があるのは明らかです。

使用済み核燃料の処分のためには、数万年というとてつもない長い時間、管理し続けなければなりません。現在を生きている私たちが原発を選択していることが、未来の人類に負の遺産を残すことになっています。それをこれ以上増やし続けることが許されるのでしょうか。

現在、全国のすべての原発は止まっています。原発ゼロでもう1年3ヶ月が経過しました。年末を迎える商店街では、店舗の照明に加え、たくさんのイルミネーションが輝いています。それも多くLEDが活用され省エネタイプとなっています。「3・11」以降、日本では、企業や家庭で省エネ・節電が進みました。減少した発電量は789億キロワット時、実に「原発13基」分にあたります。福島の事故まで、政府も電力会社も、原発がなければ電気が足りなくなる、経済が回らなくなると大宣伝していました。しかし原発ゼロで1年3ヶ月、国民生活も経済も回っているということは、日本が原発なしでやっていけることの証明ではな

いでしょうか。

福島第1原発の事故という世界最悪の原発事故を経験した日本が、今こそ、原発依存から脱却して、再生可能エネルギーへとエネルギー政策を転換することは、必然であります。よって、3号機増設中止と、原発ゼロを実現し、エネルギー政策の転換を求めるこれらの請願・陳情は、採択すべきであります。

以上で、討論を終わります。